



平成 26 年 4 月 24 日

各 位

会社名 日本ライトン株式会社
代表者名 代表取締役社長 又川 鉄 男
(コード番号 2703)
問合せ先 社長室長 宿輪 ルリ子
(TEL 03-3258-6501)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である光寶科技股份有限公司 (LITE-ON TECHNOLOGY CORP.) に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合 (%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
光寶科技股份有限公司 (LITE-ON TECHNOLOGY CORP.)	親会社	65.2% (15.7%)	台湾証券交易所

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の () 内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

光寶科技股份有限公司 (LITE-ON TECHNOLOGY CORP.) は、台湾に本社・研究開発拠点をおき、台湾で初めて LED 生産を開始した LED のパイオニア企業であり、現在ではグループ各社で形成しているライティンググループの中核企業であります。

近年では、日米欧の情報通信・エレクトロニクスメーカー・OA 機器メーカーを主要顧客として、LED を始め主に車載向けやスマートフォン向けのカメラモジュール等の一般電子部品関連の製造及び販売、中国や東南アジアの生産拠点を活用した LED 照明や OA 及び情報関連機器などの OEM/ODM や EMS ビジネス等を展開しております。

当社グループは、主に日本国内及びアジアに展開している日系企業に対して、ライティンググループ各社が製造する一般電子部品関連の販売を行うとともに、OEM/ODM/EMS ビジネスの構築及びサポートを行っております。

また、当社の役員 9 名（取締役 6 名、監査役 3 名）のうち取締役 2 名及び監査役 1 名はライティンググループの役職員が兼務しておりますが、取締役の半数に至るような状況にはなく、且つその就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあり、経営の独立性は確保されているものと考えております。

(役員)の兼務状況)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
非常勤取締役 (社外取締役)	陳 廣中	LITE-ON グループ CEO 兼 LITE-ON TECHNOLOGY CEO	同氏と当社間においては、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、当社の親会社である台湾のライトンテクノロジーコーポレーションを統括するライトングループ及びライトンテクノロジーコーポレーションの CEO を務め企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識等を活かし、グループ企業として当社の経営全般に適切な助言や提言を行っております。
非常勤取締役 (社外取締役)	孫 鉦忠	LITE-ON TECHNOLOGY 電源系統事業群執行長	同氏と当社間においては、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、当社の親会社である台湾のライトンテクノロジーコーポレーションの電源事業のストラテジックビジネスグループのトップマネジメント(執行長)を務め、グループが注力している電源ビジネスに関する豊富な知識及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識等を活かし、グループ企業として当社の経営全般に適切な助言や提言を行っております。
非常勤監査役 (社外監査役)	林 政徳	LITE-ON グループ CEO 特別補佐	同氏と当社間においては、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、当社の親会社である台湾のライトンテクノロジーコーポレーションを統括するライトングループの CEO 特別補佐を務め、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識と経理・財務分野での専門的見地から、適法性の監査のみならず、グループ企業として当社の経営全般に適切な助言や提言を行っており、経営陣から独立した立場で、取締役会に出席することにより、経営の監視・監査の強化を図っております。

3. 親会社等との取引に関する事項

平成 25 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結)(2014 年 2 月 13 日提出) 6 ページに記載の【企業集団の状況】並びに 7 ページに記載の【事業系統図】をご参照下さい。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を行っております。その取引内容及び条件の妥当性については、内部規程に基づき取り決めるとともに取締役会の承認を必要とするなど、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

以 上